

## 院内がん登録二次利用の拒否（オプトアウト）について

院内がん登録は、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）により、院内がん登録の実施に係る指針(厚生労働省告示第四百七十号)に即して行うこととされています。

これらのデータは現在、毎年全国の施設におけるがん医療の実態把握のために、提出元が保持する対応表が無い限り個人が識別できない状態のデータとして国立がん研究センターに提出されていますが、そのデータの二次利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されています。

データの二次利用については、「院内がん登録とは、データの二次利用とは」をご参照ください。

今回、データの二次利用について拒否の申出がある場合は、その旨を当院のデータベースに記録するとともに、国立がん研究センターと連携して、二次利用を行わないようにいたします。手続きに際し、以下の点についてご理解のほどお願いします。

- 今回のオプトアウト（拒否）は、申出をいただいた当院から国立がん研究センターに提出されたデータ分のみです。他院に受診されてその施設からのデータ提出分も拒否をされる場合は、当該医療機関へもお申し出ください。
- 国立がん研究センターで解析のために研究者等にデータを提供する際には提出元と結びつけられる情報は削除します。そのため、既に研究者等に提供済みのデータについては、追跡が不可能なため削除できません。
- オプトアウト（拒否）を申し出されたことで、患者さんの診療に影響することはありません。
- データは、当院で行われた診療内容です。その内容については、担当の医師に直接お尋ねください。
- 現在行っているデータの二次利用の解析課題は、国立がん研究センターのホームページで閲覧可能です。

院内がん登録の制度自体について、ご不明な点などありましたら、国立がん研究センターが運営するホームページ「がん情報サービス」をご確認ください。また、必要に応じて問い合わせフォームもご利用ください。

ただし、国立がん研究センターで保有している院内がん登録は番号のみで管理しており、お問い合わせをいただいても診療やデータの内容はわかりません。また、国立がん研究センターでは氏名などの個人の患者さんが判別できる情報を保持していませんので、データの二次利用の拒否（オプトアウト）については、実際に診療を受けた医療機関を通して伝える必要がありますのでご注意ください。